

## 目 次

## 第1章 総 則

## 2 地質・土質調査業務共通仕様書（案）

第 101条	適用	2 - 1 - 1
第 102条	用語の定義	2 - 1 - 1
第 103条	業務の着手	2 - 1 - 3
第 104条	調査地点の確認	2 - 1 - 3
第 105条	設計図書の支給及び点検	2 - 1 - 4
第 106条	監督職員	2 - 1 - 4
第 107条	主任技術者	2 - 1 - 4
第 108条	提出書類	2 - 1 - 5
第 109条	打合せ等	2 - 1 - 5
第 110条	業務計画書	2 - 1 - 5
第 111条	資料等の貸与及び返却	2 - 1 - 6
第 112条	関係官公庁への手続き等	2 - 1 - 6
第 113条	地元関係者との交渉等	2 - 1 - 7
第 114条	土地への立入り等	2 - 1 - 7
第 115条	成果品の提出	2 - 1 - 8
第 116条	関係法令及び条例の遵守	2 - 1 - 8
第 117条	検査	2 - 1 - 8
第 118条	修補	2 - 1 - 9
第 119条	条件変更等	2 - 1 - 9
第 120条	契約変更	2 - 1 - 9
第 121条	履行期間の変更	2 - 1 - 10
第 122条	一時中止	2 - 1 - 10
第 123条	発注者の賠償責任	2 - 1 - 11
第 124条	受注者の賠償責任	2 - 1 - 11
第 125条	部分使用	2 - 1 - 11
第 126条	再委託	2 - 1 - 11
第 127条	成果品の使用等	2 - 1 - 12
第 128条	守秘義務	2 - 1 - 12
第 129条	安全等の確保	2 - 1 - 12

第2章 総合解析	
第 201条 適用範囲	2 - 1 - 15
第3章 地表地質調査	
第 301条 目的及び適用範囲	2 - 1 - 16
第 302条 調査等	2 - 1 - 16
第 303条 成果品	2 - 1 - 17
第4章 物理探査	
第1節 弾性波探査	
第 401条 目的及び適用範囲	2 - 1 - 18
第 402条 調査等	2 - 1 - 18
第 403条 成果品	2 - 1 - 18
第5章 ボーリング	
第1節 機械ボーリング	
第 501条 目的	2 - 1 - 19
第 502条 土質の分類	2 - 1 - 19
第 503条 調査等	2 - 1 - 19
第 504条 成果品	2 - 1 - 20
第2節 オーガーボーリング	
第 505条 目的	2 - 1 - 21
第 506条 調査等	2 - 1 - 21
第 507条 成果品	2 - 1 - 21
第6章 サウンディング	
第1節 標準貫入試験	
第 601条 目的	2 - 1 - 22
第 602条 試験等	2 - 1 - 22
第 603条 成果品	2 - 1 - 22
第2節 スウェーデン式サウンディング試験	
第 604条 目的	2 - 1 - 22
第 605条 試験等	2 - 1 - 22
第 606条 成果品	2 - 1 - 22

第3節 オランダ式二重管コーン貫入試験	
第 607条 目的	2 - 1 - 23
第 608条 試験等	2 - 1 - 23
第 609条 成果品	2 - 1 - 23
第4節 ポータブルコーン貫入試験	
第 610条 目的	2 - 1 - 23
第 611条 試験等	2 - 1 - 23
第 612条 成果品	2 - 1 - 24

## 第7章 サンプリング

第 701条 目的	2 - 1 - 25
第 702条 採取法	2 - 1 - 25
第 703条 成果品	2 - 1 - 25

## 第8章 原位置試験

第1節 孔内水平載荷試験	
第 801条 目的	2 - 1 - 26
第 802条 試験等	2 - 1 - 26
第 803条 成果品	2 - 1 - 26

## 地質・土質調査業務共通仕様書（案）

### 第1章 総則

#### 第101条 適用

- 1 地質・土質調査業務共通仕様書(案)(以下「共通仕様書」という。)は、京都府の発注する地質・土質調査、試験、解析等に類する業務(以下「地質・土質調査業務」という。)に係る土木設計業務等委託契約書(以下「契約書」という。)及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- 2 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- 3 特記仕様書、図面又は共通仕様書の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合は、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。
- 4 現場技術業務、測量業務及び設計業務等に関する業務については、別に定める共通仕様書によるものとする。

#### 第102条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- 1 「発注者」とは、契約担当者をいう。
- 2 「受注者」とは、地質・土質調査測量業務の実施に関し、発注者と契約を締結した個人若しくは会社その他法人をいう。
- 3 「監督職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者又は主任技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で契約書第9条第1項に規定するものをいう。
- 4 「検査員」とは、地質・土質調査業務の完了の検査に当たって、契約書第32条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。
- 5 「主任技術者」とは、契約の履行に関し業務の管理及び総括等を行う者で、契約書第12条第1項の規定に基づき受注者が定めた者をいう。
- 6 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、特記仕様書で規定する者又は

発注者が承諾した者をいう。

- 7 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- 8 「契約書」とは、別冊の「土木設計業務等委託契約書」をいう。
- 9 「設計図書」とは、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- 10 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書(これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。)を総称していう。
- 11 「共通仕様書」とは、各地質・土質調査業務に共通する技術上の指示事項を定める図書をいう。
- 12 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し当該地質・土質調査業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
- 13 「現場説明書」とは、地質・土質調査業務の入札に参加する者に対して発注者が当該地質・土質調査業務の契約条件を説明するための書類をいう。
- 14 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札参加者からの質問者に対して発注者が回答する書面をいう。
- 15 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
- 16 「指示」とは、監督職員が受注者に対し地質・土質調査業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し実施させることをいう。
- 17 「承諾」とは、受注者が監督職員に対して書面で申し出た地質・土質調査業務の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- 18 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- 19 「提出」とは、受注者が監督職員に対し、地質・土質調査業務に係わる書面又はその他の資料を説明し差し出すことをいう。
- 20 「報告」とは、受注者が監督職員に対し地質・土質調査業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 21 「通知」とは、発注者又は監督職員が受注者に対し、あるいは受注者が発注者若しくは監督職員に対し、地質・土質調査業務に関する事項について書面をもって知らせることをいう。
- 22 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して

相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。

- 23 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
- 24 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
- 25 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。緊急を要する場合は、テレックス、電信及びファクシミリにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
- 26 「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が地質・土質調査業務の完了を確認することをいう。
- 27 「打合せ」とは、地質・土質調査業務を適正かつ円滑に実施するために主任技術者等と監督職員が面談により業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- 28 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- 29 「協力者」とは、受注者が地質・土質調査業務の遂行に当たって再委託に付する者をいう。
- 30 「立会」とは、設計図書に示された項目において監督職員が臨場し内容を確認することをいう。
- 31 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。

#### 第 103条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約後15日以内に地質・土質調査業務に着手しなければならない。

この場合において、着手とは主任技術者が地質・土質調査業務の実施のため監督職員との打合せ又は現場踏査を開始することをいう。

#### 第 104条 調査地点の確認

- 1 受注者は調査着手前にその位置を確認しておかなければならない。また、調査地点の標高が必要な場合は、基準となる点について監督職員の承諾を得なければならない。
- 2 受注者は都市部等における調査で地下埋設部（電話線、送電線、ガス管、上下水道管その他）が予想される場合は、監督職員に報告し関係機関と協議の上現場立会を行い、位置・規模・構造等を確認するものとする。

#### 第 105条 設計図書の支給及び点検

- 1 受注者からの要求があり監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
- 2 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は監督職員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 監督職員は、必要と認めるときは、受注者に対し図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

#### 第 106条 監督職員

- 1 発注者は、地質・土質調査業務における監督職員を定め、受注者に通知するものとする。
- 2 監督職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
- 3 契約書の規定に基づき監督職員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。
- 4 監督職員がその権限を行使するときは書面により行うものとする。  
ただし、緊急を要する場合その他の理由により、監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示に従うものとする。監督職員は、その指示等を行った後7日以内に書面で受注者にその内容を通知するものとする。

#### 第 107条 主任技術者

- 1 受注者は、地質・土質調査業務における主任技術者を定め発注者に通知するものとする。
- 2 主任技術者は、契約図書に基づき地質・土質調査業務に関する技術上の一切の事項を処理するものとする。
- 3 主任技術者は、技術士（業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはシビルコンサルティングマネージャー（RCCM）の資格保有者であり日本語に堪能でなければならない。
- 4 主任技術者は、監督職員が指示する関連のある地質・土質調査業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し業務を実施しなければならない。
- 5 受注者又は主任技術者は、屋外における地質・土質調査業務に際しては使用人等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、地元関係者に対する応対等

## 地質・土質調査業務共通仕様書（案）

の指導及び教育を行うとともに地質・土質調査業務が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。

### 第 108条 提出書類

- 1 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督職員を経て発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、契約金額(以下「契約金額」という。)に係る請求書、請負代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督職員に対する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除く。
- 2 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、請求者において様式を定め提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
- 3 受注者は、契約時又は完了時において、契約金額500万円以上の業務について、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完了時は完了後10日以内に、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)に基づき「業務カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けた後に(財)日本建設情報総合センターにフロッピーディスクにより、又は公衆回線を通じてオンラインで提出しなければならない。

また、(財)日本建設情報総合センター発行の「業務カルテ受領書」の写しを監督職員に提出しなければならない。なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

### 第 109条 打合せ等

- 1 地質・土質調査業務を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
- 2 地質・土質調査業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、主任技術者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
- 3 主任技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は速やかに監督職員と協議するものとする。

### 第 110条 業務計画書

- 1 受注者は、契約締結後15日以内に業務計画書を作成し監督職員に提出しな

ければならない。

- 2 業務計画書には、契約図書に基づき次の事項を記載するものとする。

- (1) 業務概要
- (2) 実施方針
- (3) 業務工程
- (4) 業務組織計画
- (5) 打合せ計画
- (6) 成果品の内容、部数
- (7) 使用する主な図書及び基準
- (8) 連絡体制(緊急時含む)
- (9) 使用機械の種類、名称、性能(一覧にする)
- (10) 仮設備計画
- (12) その他必要事項

- 3 監督職員は、提出された業務計画書を検討の上、修正の必要を認めた場合には主任技術者と協議の上修正させることができるものとする。

- 4 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にした上、その都度監督職員に変更業務計画書を提出しなければならない。

### 第 111条 資料等の貸与及び返却

- 1 監督職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を受注者に貸与するものとする。
- 2 受注者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合は、直ちに監督職員に返却するものとする。
- 3 受注者は、貸与された図書及び関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
- 4 受注者は、設計図書に定める守秘義務の必要な資料については複写してはならない。

### 第 112条 関係官公庁への手続き等

- 1 受注者は、地質・土質調査業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は、地質・土質調査業務を実施するため関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。

- 2 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは遅滞なくその旨を監督職員に報告し協議するものとする。

#### 第 113条 地元関係者との交渉等

- 1 契約書第13条に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督職員が行うものとするが、監督職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
- 2 受注者は、地質・土質調査業務の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- 3 受注者は、設計図書の定め、あるいは監督職員の指示により地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面により随時、監督職員に報告し指示があればそれに従うものとする。
- 4 受注者は、地質・土質調査業務の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより地元協議等に立会するとともに説明資料及び記録の作成を行うものとする。
- 5 受注者は、前項の地元協議により既に作成した成果の内容を変更する必要がある場合には、指示に基づいて変更するものとする。

なお、変更に要する期間及び経費は発注者と協議の上定めるものとする。

#### 第 114条 土地への立入り等

- 1 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務を実施するため、国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、契約書第14条の定めに従って監督職員及び関係者と十分な協調を保ち地質・土質調査業務が円滑に進捗するように努めなければならない。  
なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、直ちに監督職員に報告し指示を受けなければならない。
- 2 受注者は、地質・土質調査業務実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督職員に報告するものとし、報告を受けた監督職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。

なお、第三者の土地への立入りについて当該土地占有者の許可は発注者が得

るものとするが、監督職員の指示がある場合は受注者はこれに協力しなければならない。

- 3 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要を生じた経費の負担については、特記仕様書に示す他は監督職員と協議により定めるものとする。
- 4 受注者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受注者は、業務終了後10日以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

#### 第 115条 成果品の提出

- 1 受注者は、地質・土質調査業務が完了したときは、設計図書に示す成果品を業務完了届とともに提出し検査を受けるものとする。
- 2 受注者は、設計図書に定めがある場合又は監督職員の指示する場合は履行期間途中においても成果品の部分引渡しを行うものとする。
- 3 受注者は、成果品において使用する計量単位は、国際単位系（S I）を使用するものとする。なお、従来単位を併記してもよい。

#### 第 116条 関係法令及び条例の遵守

受注者は、地質・土質調査業務の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

#### 第 117条 検査

- 1 受注者は、契約書第32条第1項の規定に基づき業務完了届を発注者に提出する際には、契約図書により義務づけられた資料の整備がすべて完了し、監督職員に提出していなければならない。
- 2 発注者は、地質・土質調査業務の検査に先立って受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う業務等においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受注者の負担とする。
- 3 検査員は、監督職員及び主任技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
  - (1) 地質・土質調査業務成果品の検査
  - (2) 地質・土質調査業務管理状況の検査地質・土質調査業務の実施状況について、書類、記録及び写真等により

検査を行う。

第 118条 修補

- 1 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
- 2 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することとができるものとする。ただし、その指示が受注者の責に帰すべきものでない場合は異議申し立てができるものとする。
- 3 検査員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査員の指示に従うものとする。
- 4 検査員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は契約書第32条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

第 119条 条件変更等

- 1 監督職員が、受注者に対して地質・土質調査業務の内容の変更又は設計図書の訂正（以下「地質・土質調査業務の変更」という。）の指示を行う場合は、指示書によるものとする。
- 2 受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちに書面をもってその旨を監督職員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期することができない特別な状態」とは以下のものをいう。
  - (1) 第114条第1項に定める現地への立入りが不可能となった場合
  - (2) 天災その他の不可抗力による損害
  - (3) その他、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合。

第 120条 契約変更

- 1 発注者は、次の各号に掲げる場合において、地質・土質調査業務等の契約の変更を行うものとする。
  - (1) 地質・土質調査業務内容の変更により契約金額に変更を生じる場合
  - (2) 履行期間の変更を行う場合
  - (3) 監督職員と受注者が協議し、地質・土質調査業務履行上必要があると認められる場合
  - (4) 契約書第31条の規定に基づき契約金額の変更に代える設計図書の変更を行う場合
- 2 発注者は、前項の場合において変更する契約図書は、次の各号に基づき作成するものとする。

- (1) 第119条の規定に基づき監督職員が受注者に指示した事項
- (2) 地質・土質調査業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
- (3) その他発注者又は監督職員と受注者との協議で決定された事項

第 121条 履行期間の変更

- 1 発注者は、受注者に対して地質・土質調査業務の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知するものとする。
- 2 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び地質・土質調査業務の一時中止を指示した事項であっても残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合には、履行期間変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。
- 3 受注者は、契約書第23条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
- 4 契約書第24条に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

第 122条 一時中止

- 1 契約書第21条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において発注者は受注者に書面をもって通知し必要と認める期間、地質・土質調査業務の全部又は一部を一時中止することができるものとする。
  - (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
  - (2) 関連する他の業務の進捗が遅れたため地質・土質調査業務等の続行を不適当と認めた場合
  - (3) 環境問題等の発生により地質・土質調査業務の続行が不適当又は不可能となった場合
  - (4) 天災等により地質・土質調査業務の対象箇所の状態が変動した場合
  - (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人並びに監督職員の安全確保のため必要があると認めた場合
  - (6) 前各号に掲げるものの他、発注者が必要と認めた場合
- 2 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には地質・土質調査業務の全部又は一部

の一時中止を命ずることができるものとする。

- 3 前2項の場合において、受注者は屋外で行う地質・土質調査業務の現場の保全については監督職員の指示に従わなければならない。

#### 第123条 発注者の賠償責任

発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について発注者の責に帰すべきものとされた場合
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反により業務を継続することが不可能となった場合

#### 第124条 受注者の賠償責任

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第28条に規定する一般的損害、契約書第29条に規定する第三者に及ぼした損害について受注者の責に帰すべきものとされた場合
- (2) 契約書第41条に規定するかし責任にかかる損害
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

#### 第125条 部分使用

- 1 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第34条の規定に基づき受注者に対して成果品の全部又は一部の使用を請求することができるものとする。

- (1) 別途地質・土質調査業務の用に供する必要がある場合
- (2) その他特に必要と認められた場合

- 2 受注者は、部分使用に同意した場合は部分使用同意書を発注者に提出するものとする。

#### 第126条 再委託

- 1 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

- (1) 地質ボーリング・土質試験等の調査方法及び技術的判断
- (2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断

- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作などの簡易な業務の再委託に当たっては発注者の承諾を必要と

しない。

- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、地質・土質調査業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに協力者に対し適切な指導、管理のもとに地質・土質調査業務を実施しなければならない。

なお、協力者は、京都府測量等業務指名競争入札参加資格者である場合は指名停止期間中であってはならない。

#### 第127条 成果品の使用等

- 1 受注者は、契約書第6条第5項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で成果品を発表することができる。
- 2 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている地質・土質方法等の使用に関し設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第8条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を得なければならない。

#### 第128条 守秘義務

- 1 受注者は、契約書第1条第5項の規定により業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 2 受注者は、成果品の発表に際しての守秘義務については、第127条第1項の承諾を得た場合はこの限りではない。

#### 第129条 安全等の確保

- 1 受注者は、使用人等（協力者又は代理人若しくはその使用人その他これに準ずる者を含む。以下「使用人等」という。）の雇用条件、賃金の支払い状況、作業環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。
- 2 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施に際しては、地質・土質調査業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」（建設大臣官房技術審議官通達平成10年3月19日）を参考にして常に調査の安全に留意し現場管理を行い災害の防止に努めなければならない。
  - (2) 受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（建設大臣官房技術審議官通達昭和51年3月2日）を参考にして、調査に伴う騒音振動の発生を出き



る限り防止し生活環境の保全に努めなければならない。

(3) 受注者は、調査現場に別途調査又は工事等が行われる場合は相互協調して業務を遂行しなければならない。

(4) 受注者は、業務実施中管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、調査をしてはならない。

3 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り地質・土質調査業務実施中の安全を確保しなければならない。

4 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り指導、監督に努めなければならない。

5 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施に当たっては安全の確保に努めるとともに労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。

6 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施に当たり災害予防のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設省事務次官通達平成5年1月12日）を遵守して災害の防止に努めなければならない。

(2) 屋外で行う地質・土質調査業務に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。

(3) 受注者は、使用人等の喫煙、たき火等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用は禁止しなければならない。

(4) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。

(5) 受注者は、調査現場に関係者以外の立入りを禁止する場合は、板囲い、ロープ等により囲うとともに立入り禁止の表示をしなければならない。

7 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。

8 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施に当たっては豪雨、豪雪、

出水、地震、落雷等の自然災害に対して常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時には第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。

9 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに監督職員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督職員に提出し、監督職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

10 受注者は、調査が完了した時には、残材、廃物、木くず等を撤去し現場を清掃しなければならない。なお、調査孔の埋戻しは監督職員の承諾を受けなければならない。

## 第2章 総合解析

### 第201条 適用範囲

総合解析の適用範囲は、次の各号に定めるところによる。なお、ダム・トンネル・地すべり調査を除くものとする。

- (1) 調査地周辺の地形・地質の検討
- (2) 調査結果に基づく土質定数の設定
- (3) 地盤の工学的性質の検討と支持地盤の設定
- (4) 地盤の透水性の検討（現場透水試験や粒度試験等が実施されている場合）
- (5) 調査結果に基づく基礎形式の検討（具体的な計算を行うものではなく、基礎形式の適用に関する一般的な比較検討）
- (6) 設計・施工上の留意点の検討（特に、盛土や切土を行う場合の留意点の検討）

## 第3章 地表地質調査

### 第301条 目的及び適用範囲

- 1 地表地質調査は、地質に関する既存資料の収集、及び地形図を基に、現地の露頭の性状、地質構造等に関する地表踏査を行い、調査対象区域の地質の構成、構造、安定等を地質工学的見地から解析することを目的とする。
- 2 適用範囲は、ダム調査に係わる地表地質調査を除くものとする。

### 第302条 調査等

- 1 調査は、概査及び精査とする。
  - (1) 概査とは、既存資料の収集及び現地踏査と空中写真の判読を主体として地質構造・岩石の分布等の概略を調査解析し、以後の調査計画の策定若しくは概略設計に必要な資料を得るものとする。

なお、作成する地質平面図の縮尺は、1/2,500～1/5,000程度とする。
  - (2) 精査とは、概査に基づいてさらに詳細な調査解析を行い、工事の施工若しくは計画の決定に直接関連する事項に関する総合的な資料を得るものとする。

なお、作成する地質平面図の縮尺は、1/500程度とする。
- 2 調査の内容等  
調査地域内を踏査して、踏査経路、露頭地点、野帳記載地点及び試料採取地点等を地形図に記入したルートマップを作成するものとする。  
調査項目は、地形地質の種類、地質構造、地質時代、岩の硬さ、割れ目、風化、変質、破碎帯、地すべり・崩壊、鋼山・古洞、温泉、地下水・湧水等とする。
- 3 地質標本  
地質地域の代表的な地質標本を採取し、地質名、位置、採取年月日その他の必要事項を記入するものとする。
- 4 地質平面及び断面図の作成
  - (1) 調査の進展に合わせて、ルートマップ、現地野帳を基に必要な事項を地形図に転記し、地質平面図を作成するものとする。
  - (2) 地質境界線及び地質構造を推定する場合は、既存の資料等を十分に検討

の上、適正な推定を行わなければならない。

- (3) 地質断面図は、原則として縦横比が1：1のものとする。
- (4) 地質断面図の位置、方向、深さは、監督職員の承諾を受けて決定し、地質平面図上に明示するものとする。

#### 第 303条 成果品

成果品は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査報告書
- (2) 地質平面図
- (3) 地質断面図
- (4) 地質標本
- (5) 原紙、原図、写真ネガ、ルートマップ一式

## 第 4 条 物理探査

### 第 1 節 弾性波探査

#### 第 401条 目的及び適用範囲

- 1 弾性波探査は、人工震源によって生じた地盤の弾性波伝搬速度を測定し、地層の物理性を把握すると同時に、断層破砕帯や地盤深度等の地下構造を調査することを目的とする。
- 2 適用範囲  
ダム調査に係る物理探査を除くものとする。

#### 第 402条 調査等

調査は屈折法とする。

##### 1 測定

- (1) 原則として測定間隔は5 mあるいは10 m、発破点間隔は20 m～70 m程度とし、往復観測を行う。
- (2) 隣接した2点以上の測点で欠測した場合は再測定を行うものとする。
- (3) 測線の両端及び測線の交点には、4.5 cm角程度の木杭をもって、その他の測点については、幅4.5 cm、厚さ0.9 cmの木杭によって位置を明示する。
- (4) 測定結果は、測線配置図、走時曲線図及び解析断面図を作成し、管理するものとする。

#### 第 403条 成果品

成果品は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査報告書
- (2) 測線配置図
- (3) 走時曲線図
- (4) 解析断面図
- (5) 測定記録一式

## 第5章 ボーリング

### 第1節 機械ボーリング

#### 第501条 目的

機械ボーリングは、主として土質及び岩盤を調査し、地質構造や、地下水位を確認するとともに、試料を採取し、併せて原位置試験を実施するために行うことを目的とする。

#### 第502条 土質の分類

土質の分類は、土木工事共通仕様書によるものとする。

#### 第503条 調査等

1 ボーリング機械は、回転式ボーリング機械を使用するものとし、所定の方向、深度に対して十分余裕のある能力を持つものでなければならない。

#### 2 ボーリング位置及び深度数量

- (1) ボーリングの位置・方向・深度・口径及び数量については、設計図書又は特記仕様書によるものとする。
- (2) 現地におけるボーリング位置の決定は、原則として監督職員の立会の上行うものとし、後日調査位置の確認が出来るようにしなければならない。

#### 3 仮設

足場、やぐら等は、調査の完了まで機械を安定に保ち、かつ試験器具類を正しく孔の中央に入れ得るよう、十分堅固なものでなければならぬ。

#### 4 掘進

- (1) 掘削は、地下水位の確認が出来る深さまで、原則として無水掘りとする。
- (2) 孔口は、ケーシングパイプ又はドライブパイプで保護するものとする。
- (3) 崩壊性の地層に遭遇して掘進が不可能になる恐れのある場合は、泥水の使用若しくはケーシングパイプの挿入により、孔壁の崩壊を防止しなければならない。
- (4) 原位置試験、サンプリングの場合は、それに先立ち孔壁のスライムをよく排除するものとする。
- (5) 掘進中は掘進速度、湧排水量、スライムの状態等に注意し、変化の状況を記録しなければならない。

- (6) 未固結土でコアボーリングを行う場合には、土質に応じたサンプラーを用い、採取率を高めるように努めなければならない。
- (7) 孔内水位は、毎作業日、作業開始前に観測し、観測日時を明らかにしておかなければならない。
- (8) 岩盤ボーリングを行う場合は、原則としてダブルコアチューブを用いるものとし、コアチューブの種類は岩質に応じて適宜使い分けるものとする。
- (9) コアチューブは、コアの採取毎に水洗いして、残さを完全に除去しなければならない。
- (10) 掘進中は孔曲がりのないように留意し、岩質、割れ目、断層破碎帯、湧水、漏水等に十分注意しなければならない。特に湧水については、その量のほか、必要があれば水位（被圧水のヘッド）を測定するものとする。

#### 5 検尺

- (1) 予定深度の掘進を完了する以前に調査の目的を達した場合、又は予定深度の掘進を完了しても調査の目的を達しない場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) ボーリング延長の検測は、調査目的を終了後、原則として監督職員立会の上、ロッドを挿入して行うものとする。

#### 第504条 成果品

成果品は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置案内図、調査平面図及び土質又は地質断面図（着色を含む）。
- (2) 作業時の記録及びコアの観察によって得た事項は、ボーリング柱状図作成要領（案）に従い、柱状図に整理し提出するものとする。
- (3) 採取したコアは、標本箱に収納し、調査件名・孔番号・深度等を記入し提出しなければならない。  
なお、未固結の試料は、1 mごと又は各土層ごとに標本ビンに密封して収納するものとする。
- (4) コア写真は、調査件名、孔番号、深度等を明示して撮影（カラー）し、整理するものとする。

## 第2節 オーガーボーリング

### 第505条 目的

オーガーボーリングは、比較的浅い土の地盤で連続的に代表的な試料を採取して地盤の成層状態や土質の分類を行い、かつ、地下水位を確認するために行うことを目的とする。

### 第506条 調査等

1 掘削はハンドオーガータイプによることを原則とするが、機械使用の場合は掘削深度に応じたものを用いるものとする。

2 ボーリングの位置、深さ

(1) ボーリングの位置、深さ、口径及び数量については、設計図書又は特記仕様書によるものとする。

(2) 現地におけるボーリング位置の決定は、原則として監督職員の立会の上行うものとする。

3 掘進

(1) 掘進は、土質に応じたオーガーを用いるものとする。

(2) 掘進中地下水の浸出があったときは、その水位を記録するものとする。

### 第507条 成果品

成果品は、次のものを提出するものとする。

(1) 調査位置案内図、調査位置平面図及び土質又は地質断面図（着色を含む。）

(2) 作業時の記録及び観測によって得た事項は、オーガーボーリング柱状図に整理し、報告するものとする。

(3) 採取した試料のうち、各地層を代表するものの一部を試料ビンに入れ、標本箱に収め提出するものとする。

## 第6章 サウンディング

### 第1節 標準貫入試験

#### 第601条 目的

標準貫入試験は、原位置における土の硬軟や、締まり具合の相対値を知ることが目的とする。

#### 第602条 試験等

1 試験方法及び器具は、JIS A 1219によるものとする。

2 試験の開始深度は、設計図書又は特記仕様書によるものとする。

3 打ち込み完了後、ロッドが1回転以上してからサンプラーを静かに引き上げなければならない。

4 サンプラーの内容物は、スライムの有無を確認して採取長さを測定し、土質・色調・状態・混入物等を記録した後、保存しなければならない。

#### 第603条 成果品

試験結果及び保存用試料は、JIS A 1219及び「ボーリング柱状図作成要領（案）」に従って整理し、提出するものとする。

### 第2節 スウェーデン式サウンディング試験

#### 第604条 目的

スウェーデン式サウンディング試験は、比較的浅い原位置地盤における土の静的貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは締まり具合又は土層の構成を判定することを目的とする。

#### 第605条 試験等

1 試験方法及び器具は、JIS A 1221に準拠して行うものとする。

2 試験中、スクリュウポイントの抵抗と貫入中の摩擦音等により土質を推定し、可能な場合は土質名とその深度を記録するものとする。

3 試験終了後、地下水が認められた場合は、可能な限り水位を測定し、記録しなければならない。

#### 第606条 成果品

成果品は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置案内図、調査位置平面図及び土質又は地質断面図（着色を含む）。
- (2) 試験結果は、土質工学会記録用紙、報告書用紙のJIS A 1221に準拠して整理し、提出するものとする。

### 第3節 オランダ式二重管コーン貫入試験

#### 第 607条 目的

オランダ式二重管コーン貫入試験は、軟弱地盤の原位置における土の静的貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、締まり具合又はその地盤構成を判定することを目的とする。

#### 第 608条 試験等

- 1 試験装置は、JIS A 1220「オランダ式二重管コーン貫入試験方法」に従って行うものとする。

#### 2 試験

- (1) JIS A 1220「オランダ式二重管コーン貫入試験方法」に準拠して行うものとする。
- (2) 先端抵抗測定中及び外管圧入中に貫入抵抗が著しく変化する場合には、その深度においても測定する。

#### 第 609条 成果品

成果品は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置案内図、調査位置平面図
- (2) 試験結果は、土質工学会記録用紙、報告用紙を使用してJIS A 1220に準拠して整理する。

### 第4節 ポータブルコーン貫入試験

#### 第 610条 目的

ポータブルコーン貫入試験は、浅い軟弱地盤において人力により原位置における土の静的貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、締まり具合を判定することを目的とする。

#### 第 611条 試験等

- 1 試験用器具は、土質工学会編「土質調査法」に示す単管式のポータブルコーンペネトロメーターとする。

#### 2 試験

- (1) 貫入方法は、人力による静的連続圧入方式とする。
- (2) 貫入速度は1 cm/secとし、貫入抵抗は10 cmごとに測定する。
- (3) 予定深度に達しない場合で試験が不可能となった場合は、位置を変えて再度試験を行うものとする。
- (4) 単管式コーンペネトロメーターの計測深さは、原則として3 mまでとする。
- (5) 細部は、「土質調査法」によるものとする。

#### 第 612条 成果品

成果品は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置案内図、調査位置平面図
- (2) 深度と静的貫入抵抗 $q_c$ の関係

## 第7章 サンプリング

### 第701条 目的

乱さない試料のサンプリングは、室内試験に供する試料を、原位置における性状を変えずに採取することを目的とする。

### 第702条 採取法

- 1 サンプラーの選定は、原則として次表により行うものとする。ただし、これに適合しない場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

サンプラーの種類	ボーリング必要孔径	主な対象土質	備考
固定ピストン式シンウォールサンプラー	85mm以上	N値4以下の粘性土	最も普及度が高い
デニソン型サンプラー	115mm以上	N値20以下の硬質な粘性土	N値4～20の土質に多く利用する

### 2 採取方法

- (1) 固定ピストン式シンウォールサンプラーによる採取は、以下によるものとする。

採取の方法は、J S F 規格 T - 1 「固定ピストン式シンウォールサンプラーによる土の乱さない試料の採取法」に準拠して行う。

- (2) デニソン型サンプラーによる採取は、以下によるものとする。

サンプラーは、土の硬軟に合わせて調整されたものを使用する。その採取方法は、固定ピストン式に準拠する。

### 第703条 成果品

成果品は、次のものを提出するものとする。

- (1) 採取報告書
- (2) サンプリングの記録は、土質工学会報告用紙「サンプリングの記録」に準じて行う

## 第8章 原位置試験

### 第1節 孔内水平載荷試験

#### 第801条 目的

孔内水平載荷試験は、ボーリング孔壁を利用して、地盤の変形特性及び強度特性を求めることを目的とする。

#### 第802条 試験等

- 1 載荷装置は、試験目的に合致し、対象地盤の特性に適合したものとする。
- 2 試験箇所を選定  
試験に際しては、目的や地質条件等を考慮して、適切な箇所を選定するものとする。
- 3 測定  
孔内水平載荷試験は、等圧分布載荷法又は等変位載荷法によるものとする。
  - (1) 点検とキャリブレーション  
点検に先立ち、試験装置は入念な点検とキャリブレーションを行わなければならない。
  - (2) 試験孔の掘削と試験箇所の確認  
試験孔の孔壁は、試験精度をよくするために孔壁を乱さないように仕上げなければならない。  
なお、試験に先立って試験箇所の地質条件等の確認を行うものとする。
  - (3) 試験は、掘削終了後速やかに実施しなければならない。
  - (4) 最大圧力は、試験目的や地質に応じて適宜設定するものとする。
  - (5) 載荷パターンは、試験の目的・地質条件等を考慮し、適切なものを選ばなければならない。
  - (6) 加圧操作は速やかに終え、荷重及び変位量の測定は同時に行う。  
測定間隔は、孔壁に加わる圧力を19.6kN/m<sup>2</sup>ピッチ程度又は予想される最大圧力の1/10～1/20の荷重変化ごとに測定し、得られる荷重強度～変位曲線ができるだけスムーズな形状になるようにしなければならない。

#### 第803条 成果品

成果品は、次のものを提出するものとする。

地質・土質調査業務共通仕様書（案）

- (1) 試験箇所、試験方法、地盤状況、測定値
- (2) 荷重強度 - 変位曲線
- (3) 地盤の変形係数